

介護職員初任者研修

受講費用の一部を補助します!

◆東近江市では、介護保険サービスに係る新たな雇用の確保を図り、介護サービスの 安定供給に資するため、介護職員初任者研修の受講費用の一部を補助します。

1 補助対象者(次のすべてに該当する人)

- ①市内に住所を有する人
- ②研修を修了後、1年以内に市内の介護サービス事業所に介護職員として雇用され、申請日時点において引き続き就労している人

(高等学校在籍者においては研修修了後、就労する見込みとなった人)

- ③市税等に滞納がない人
- ④国、他の地方公共団体等から類似の補助を受けていない人



受講料及び教材費の2分の1(上限5万円。千円未満切捨)



3 申請方法

次の書類を市役所長寿福祉課に提出してください。

- →<u>書類は、就労を開始した日(高等学校在籍者においては、就労する見込みと</u> <u>なった日)の属する年度内に提出してください</u>。
- ①介護職員初任者研修受講費用補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ②介護職員初任者研修課程を修了した旨の証明書の写し
- ③受講費用の領収書の写し等支払いの確認できるもの
- ④就労証明書(様式第2号) (高等学校在籍者においては就労見込証明書(様式第3号))
- ⑤住民票の写し
- ⑥市税等に滞納がないことを証明する書類 (⑤⑥は個人情報の利用に係る同意書(様式第4号)を添付する場合は省略 することができる)

東近江市ホームページ(申請用紙をダウンロードできます)

トップ → 健康・医療・福祉 → 福祉 → 高齢者福祉

≪問合せ・申請先≫

東近江市 福祉部 長寿福祉課

TEL 0748-24-5645 Eメール chojufu@city.higashiomi.lg.jp